

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税(県税)関係事務に係る重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高知県は、地方税(県税)関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

税務総合システム(令和4年12月末まで運用予定)  
税務システム(令和5年1月から運用開始予定)

## 評価実施機関名

高知県知事

## 公表日

令和4年11月4日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

## I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税の賦課・徴収事務
②事務の内容	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、県税の賦課徴収・調査に関する事務であって主務省令(番号法内閣府・総務省令第5号(平成26年9月10日)第16条)で定める、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務。 1. 納税者からの申告及び届出等による課税業務(自動車税、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税等) 2. 収納及び納付(充当)事務、納税証明書の交付申請、滞納整理業務等 3. 納税者情報及び課税情報等を管理する業務
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満          4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税務総合システム(令和4年12月末まで運用予定)
②システムの機能	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、県税の賦課徴収又は地方税のうち県税に関する調査に関する電算処理 1. 課税サブシステム 納税者からの申告及び届出等による課税業務の管理を行う。 2. 収納管理サブシステム 納税証明事務、還付充当処理、統計処理等に必要なデータ等の適正な管理を行う。 3. 滞納整理支援サブシステム 滞納整理に必要な納税者情報等の管理を行う。 4. あて名管理サブシステム 特定個人情報を含む納税義務者のあて名情報の管理を行う。
③他のシステムとの接続	[    ] 情報提供ネットワークシステム                      [    ] 庁内連携システム [    ] 住民基本台帳ネットワークシステム                 [    ] 既存住民基本台帳システム [ ○ ] 宛名システム等    [    ] 税務システム [ ○ ] その他 ( 電子申告等システム、国税連携システム )
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	税務システム(令和5年1月から運用開始予定)
②システムの機能	県税賦課徴収事務の基幹となるシステムであり、県税にかかる全税目の課税管理から収納管理に至るまでの一連の機能を有している。 主な機能としては以下の通りである。 1. 共通宛名管理機能 全税目に係る宛名情報(個人番号含む)を一元的に管理する機能。 2. 課税管理機能 申告書等による情報から県税の課税状況を管理する機能。 3. 収納管理機能 県税の納税証明書の発行、収納、還付、充当等の収納状況を管理する機能。 また、県税が未納となっている滞納者に対して督促状を発付する機能。 4. 滞納管理機能 督促状発付後の滞納者に対する滞納整理等の状況を管理する機能。
③他のシステムとの接続	[    ] 情報提供ネットワークシステム                      [    ] 庁内連携システム [    ] 住民基本台帳ネットワークシステム                 [    ] 既存住民基本台帳システム [ ○ ] 宛名システム等    [    ] 税務システム [ ○ ] その他 ( 電子申告等システム、国税連携システム )

システム3	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<p>統合宛名システムは、団体内の各業務システムと中間サーバーの間で情報連携等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>宛名番号付番機能 団体内業務システムからの要求に基づき団体内統合宛名番号を付番し、団体内業務システムへ返却する。</li> <li>宛名情報等管理機能 団体内統合宛名番号を主キーとして、各情報を適切に管理する機能</li> <li>中間サーバー連携機能 中間サーバーに対して、団体内業務システムの情報照会用データ又は情報提供用データを連携し、その結果を取得する。</li> <li>団体内業務システム連携機能 団体内業務システムから情報照会用データ又は情報提供用データを受領し、中間サーバーから取得した結果を団体内業務システムに連携する。</li> <li>符号取得支援機能 中間サーバーに対し、符号取得の処理通番発行依頼を要求する機能。</li> <li>共通変換機能 団体内業務システムからの受領データの文字コードやデータ形式、桁数を変換する。</li> <li>データ送受信機能 情報照会、情報提供等に関するデータを送受信する。</li> <li>職員認証・権限管理機能 職員認証によるアクセス制御、ログの取得、保存、管理を行う。</li> <li>システム管理機能 時刻同期、稼働監視、運用管理、バックアップ等のシステムの安定運用のために必要な機能。</li> <li>住民基本台帳ネットワークシステムとの回線連携機能 住民基本台帳ネットワークシステムと回線連携するための機能。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム            [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバー )</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</li> <li>情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</li> <li>情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</li> <li>既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</li> <li>情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</li> <li>情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</li> <li>データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</li> <li>セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。</li> <li>職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</li> <li>システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

<b>システム5</b>	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 都道府県の他の執行機関への情報提供 都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索 代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム            [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
<b>システム6～10</b>	
<b>システム6</b>	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ国税連携システム(eLTAX)に送付される。</p> <p>・国税連携システム(eLTAX)には、国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。等の機能がある。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム            [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )</p>
<b>システム11～15</b>	
<b>システム16～20</b>	

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
【税務総合システム】税務総合システムデータベースファイル(令和4年12月末まで運用予定) 【税務システム】県税クラウドサービスデータベースファイル(令和5年1月から運用開始予定)	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 16項</li> <li>・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</li> </ul>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第2 28項</li> <li>・番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第21条</li> </ul>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	高知県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
【税務総合システム】税務総合システムデータベースファイル(令和4年12月末まで運用予定)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
その必要性	公平・公正な賦課徴収のため、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	1. 個人番号及びその他識別情報 対象者を正確に特定するため 2. 4情報及び連絡先 賦課決定に際し課税要件を確認するため、納税通知書等の送付先を確認するため、本人への連絡のため 3. 国税関係情報 課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため 4. 地方税関係情報 地方税関係情報により、公平かつ適正な課税を行うため 5. 障害者福祉関係情報 障害者に対する税の減免決定を行うため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年2月
⑥事務担当部署	高知県総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市町村振興課、障害福祉課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( LGWAN、専用回線 )	
③使用目的 ※	事務の正確性、利便性を図り、公正な賦課徴収を行うため。	
④使用の主体	使用部署	高知県総務部税務課、高知県の各県税事務所(5事務所)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 課税管理に関する事務 申告及び届出等による情報から課税管理業務を行う。 2. 収納管理に関する事務 収納及び課税等の情報から収納、還付、充当などの収納管理業務を行う。 3. 滞納管理に関する事務 滞納者情報等から滞納管理業務を行う。 4. 共通宛名管理に関する事務 納税者の宛名情報の特定や突合を行い、宛名管理業務を行う。
	情報の突合	1. 課税に関する事務 申告書等に記載された内容について、庁内関係部署、国、他の都道府県及び市町村等から入手した関係情報との突合を行う。 2. 宛名管理に関する事務(1～3に係る宛名管理) 申告書等に記載された特定個人情報の確認については、住民基本台帳ネットワーク又は統合宛名システムから入手した情報と突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年2月15日	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件
<b>委託事項1</b> 税務総合システム運用保守	
①委託内容 税務総合システムの運用保守等	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 株式会社高知電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
<b>委託事項2～5</b>	
<b>委託事項2</b> 軽自動車税環境性能割申告書・減免申請書受付及び審査	
①委託内容 軽自動車税環境性能割申告書・減免申請書受付及び審査業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会高知事務所	
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
<b>委託事項3</b> 磁気テープ保管業務	
①委託内容 税務総合システムバックアップデータの遠隔地専門保管室での分散保管	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 株式会社ワンビシアーカイブズ 大阪支店	
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
<b>委託事項6～10</b>	
<b>委託事項11～15</b>	
<b>委託事項16～20</b>	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている (                    1 ) 件    [    ] 移転を行っている (                    ) 件 [    ] 行っていない
提供先1	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条10号
②提供先における用途	個人事業税の賦課徴収
③提供する情報	他の都道府県において賦課する者に係る所得税の申告書情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[                    1万人未満                    ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他の都道府県において賦課する所得税の申告者
⑥提供方法	[    ] 情報提供ネットワークシステム                    [    ] 専用線 [    ] 電子メール                    [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [    ] フラッシュメモリ                    [    ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( LGWAN                    )
⑦時期・頻度	該当するデータがあった場合に随時
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
【税務システム】県税クラウドサービスデータベースファイル(令和5年1月から運用開始予定)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
その必要性	公平・公正な賦課徴収のため、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 未納の納税者に対して行う調査結果に関しての情報 )</li> </ul>
その妥当性	1. 個人番号及びその他識別情報 対象者を正確に特定するため 2. 4情報及び連絡先 納税通知書等の送付先や課税調査等において本人への連絡等に必要。また、個人番号の真正性を確認するため 3. 国税関係情報 個人事業税の申告内容に係る審査を行い、課税額を算定するため 4. 地方税関係情報 法人事業税・県民税の申告内容に係る審査を行い、課税額を算定するため 5. 障害者福祉関係情報 自動車税の減免申請に係る情報であり、審査及び決定を行うため さらに、その他情報として、未納の納税者に対して行う調査結果を保有する。これは、税の公平・公正な負担を全うし、以後の徴収を行うに当たり、必要な情報である。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和5年1月
⑥事務担当部署	高知県総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市町村振興課、障害福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 国税連携システム(eLTAX) )							
③使用目的 ※	県税の公平・公正な賦課徴収事務の実現のため、所得税申告書等及び各種社会保障情報との突合において、正確かつ効率的に行えるよう個人番号を利用する。また、個人番号は、納税者情報を管理する上で、二重登録を防止することに有効であることから、納税者の特定に利用する。							
④使用の主体	使用部署 高知県総務部税務課、高知県の各県税事務所(5事務所)							
	使用者数 [ <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑤使用方法	「納税者情報」で納税者情報を持った納税者番号と、本人等から入手した個人番号を、「共通番号情報」で保管する個人番号と関連付けることにより納税者の特定や突合を行い、課税管理業務や収納管理業務、徴収業務、納税者管理業務に必要な情報をもとに、より正確で効率的な事務を行う。 なお、リスクを最小限にとどめるため、「共通番号情報」のみ保管し、その他の課税、収納、滞納の情報等には保管をしない。							
情報の突合	1. 課税に関する事務 県税の減額決定等を行うに当たり、本人からの申告書等の内容の正確性確認のため、本人又は市町村等から入手した個人番号を、「共通番号情報」で保持する個人番号で特定した上、必要な情報だけを税システムに取り込む。 2. 収納管理業務、納税者管理業務 納税証明等の発行や徴収業務を行うに当たり、2つ以上の納税者番号を持った納税者を、本県システム内で保管する納税者情報及び共通番号情報で保管する特定個人情報で、本人又は市町村等から入手した情報により特定することで名寄せを行い、より正確な事務を行う。							
⑥使用開始日	令和5年1月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
税務システムの運用維持管理業務		
①委託内容	税務システムの運用、維持管理に関する業務	
②委託先における取扱者数	[ 100人以上500人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は禁止しているが、やむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先について実績等精査の上、業務の履行が可能と認められる場合に限り、書面により承認する。 再委託先は、委託先が履行すべき義務と同等の義務を負い、機密保持及び個人情報保護に関する守秘義務についても同様とし、その行為の責任の一切を委託先が負う。
	⑥再委託事項	税務システムの運用維持管理業務の一部
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
軽自動車税環境性能割申告書・減免申請書受付及び審査		
①委託内容	軽自動車税環境性能割申告書・減免申請書受付及び審査業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	一般社団法人 全国軽自動車協会連合会高知事務所	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項3</b>		
国税連携システム(eLTAX)の運用業務		
①委託内容	国税連携システムのサービス提供	
②委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	業者未定	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・原則として再委託は禁止しているが、やむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先について実績等精査の上、業務の履行が可能と認められる場合に限り、書面により承認する。 ・再委託先は、委託先が履行すべき義務と同等の義務を負い、機密保持及び個人情報保護に関する守秘義務についても同様とし、その行為の責任の一切を委託先が負う。
	⑥再委託事項	初期導入業務、サービス提供業務、次期eLTAXシステム更改作業
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 2 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	他の都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	個人事業税の賦課徴収
③提供する情報	他の都道府県において賦課する者に係る所得税の申告書情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他の都道府県において賦課する所得税の申告者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 総合行政ネットワーク(LGWAN) )
⑦時期・頻度	該当するデータがあった場合に随時
提供先2～5	
提供先2	他の都道府県知事、市町村長、国の税務官署
①法令上の根拠	番号法第19条第10号及び第14号
②提供先における用途	他の都道府県又は市町村における地方税法等の規定に基づく地方税の賦課徴収、国税の賦課徴収
③提供する情報	地方税法等又は国税に関する法令に規定する情報(課税根拠資料等)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	県税等の納税者(代理人を除く。)及び県税調査の対象者のうち、地方税法等又は国税に関する法令の規定により、他の都道府県知事、市町村長又は国の税務官署に情報提供(通知等)を行う旨が定められているもの。
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時(地方税等又は国税に関する法令に定める時期)
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	





**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

◆税務総合システム◆(令和4年12月末まで運用予定)

宛名サブシステム

ATTRAA0001納税者マスタ

事務所名称,事務所略称,納税者番号,人格区分名称,検索用氏名,名称カナ,氏名名称カナ,法人格名称,法人格略称,法人格前後名称,氏名名称,郵便番号,住所,番地,方書,電話番号,FAX番号,生年月日,死亡廃業解散日,注,注意名称,事務所登録情報,異動事務所名称,異動事務所略称,異動税目名称,異動税目略称,異動事由名称,登録変更区分名称,異動年月日,編集後名称,編集後住所,マイナンバー(個人),マイナンバー(法人),性別区分,検索用氏名名称,格納通番,idカード情報,処理年月日,更新年月日

ATTRAC0003課税客体マスタ

事務所名称,事務所略称,調定事務所名称,調定事務所略称,税目名称,税目略称,課税番号,検索用氏名名称カナ,氏名名称カナ,法人格名称,法人格略称,法人格前後名称,氏名名称,脚書,郵便番号,住所,番地,方書,電話番号,FAX番号,送付先区分,送付先名称,状態名称,除却理由名称,除却年月日,開始申請日,開始年月日,廃業申請日,廃業年月日,標識名称(最新),登録番号(最新),検索標識名称,検索登録番号,事務所登録情報,異動事務所名称,異動事務所略称,異動税目名称,異動税目略称,異動事由名称,登録変更区分名称,異動年月日,編集後名称,編集後住所,検索用氏名名称,格納通番,idカード情報,処理年月日,更新年月日

ATTRAF0006代表者マスタ

納税者番号,氏名カナ,氏名,郵便番号,住所,番地,方書,電話番号,異動事務所名称,異動事務所略称,異動税目名称,異動税目略称,異動事由名称,登録変更区分名称,異動年月日,格納通番,idカード情報,処理年月日,更新年月日

ATTRAH0008返戻履歴マスタ

納税者番号,課税番号,文書番号,返戻理由名称,発付年月日,返戻年月日,返戻帳票名,当初納期限,変更後納期限,所在調査結果区分,所在調査結果名称,処置年月日,氏名名称カナ,法人格名称,法人格略称,法人格前後名称,氏名名称,脚書,郵便番号,住所,番地,方書,電話番号,送付先区分,送付先名称,標識名称,登録番号,課税年度,異動事務所名称,異動事務所略称,異動税目名称,異動税目略称,異動事由名称,登録変更区分名称,異動年月日,編集後名称,編集後住所,格納通番,idカード情報,処理年月日,更新年月日

ATTRAI0009口座マスタ

事務所名称,事務所略称,納税者番号,納税者番号枝番,銀行名,支店名,預金種別名称,口座番号,口座名義人カナ,口座名義人漢字,異動事務所名称,異動事務所略称,異動税目名称,異動税目略称,異動事由名称,登録変更区分名称,異動年月日,格納通番,idカード情報,処理年月日,更新年月日

ATTRAK0011納貯マスタ

事務所名称,事務所略称,納税者番号,納税者番号枝番,管理事務所名称,納貯組合区分,納貯組合区分名称,納貯組合番号,納貯組合名称,異動事務所名称,異動事務所略称,異動税目名称,異動税目略称,異動事由名称,登録変更区分名称,異動年月日,格納通番,idカード情報,処理年月日,更新年月日

ATTRAM0013送付先マスタ

事務所名称,事務所略称,納税者番号,納税者番号枝番,氏名名称カナ,法人格名称,法人格略称,法人格前後名称,氏名名称,脚書,郵便番号,住所,番地,方書,電話番号,FAX番号,異動事務所名称,異動事務所略称,異動税目名称,異動税目略称,異動事由名称,登録変更区分名称,異動年月日,編集後名称,編集後住所,格納通番,idカード情報,処理年月日,更新年月日

ATTRAZ00026納税者変更データ

事業所名称,事業所略称,課税番号,変更前納税者区分,変更前納税者番号,変更後納税者区分,変更後納税者番号,処理区分,複写区分,作業年月日,格納通番,idカード情報,処理年月日,更新年月日

ATTRBB0033特記事項マスタ

納税者番号,特記事項,異動事務所名称,異動事務所略称,異動税目名称,異動税目略称,異動事由名称,登録変更区分名称,異動年月日,格納通番,idカード情報,処理年月日,更新年月日

ATTRBL0043番号管理マスタ

納税者番号,人格区分,マイナンバー(個人),マイナンバー(法人),移入経路,統合宛名連携日,統合宛名登録日,統合宛名番号,住基異動区分,住基異動年月日,住基性別区分,住基生年月日,住基氏名カナ,住基氏名,住基住所,ユーザID(1),登録日(1),ユーザID(2),登録日(2),格納通番,idカード情報,処理年月日,更新年月日

ATTRB0046番号管理ログ

ログ区分,開始・終了区分,ユーザID,運用日付,システム日付,システム時刻,端末ID,対象個人番号,対象納税者番号,操作,格納通番,idカード情報,処理年月日,更新年月日

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
【税務総合システム】税務総合システムデータベースファイル(令和4年12月末まで運用予定)	
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【対象者以外の情報の入手を防止するための措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人又は代理人が書面を提出する際に、対象者以外の特定個人情報を記載することがないようにチェックを行う。</li> </ul> <p>【必要な情報以外を入手することを防止するための措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手については、様式(申告書、申請書、届出書等)を定め、必要な情報以外は入手できないよう防止措置をとる。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務総合システムは、県税の賦課徴収に関係のない情報を保有しない。</li> <li>・税務総合システムは、庁内において、統合宛名システムと接続するが、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバーとは直接接続しない。また、税務システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報(個人番号及び宛名情報等)以外の情報連携は行わないよう制限する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている                                      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	税務総合システムにアクセスできる職員及び委託先全てに対し、個人IDとパスワードによりアクセス制御を行う。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【従業者が事務外で使用するリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務外利用の禁止等、庁内の情報セキュリティ研修や定期的な会を通じて周知徹底を図っている。</li> </ul> <p>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末PCからの税務総合システムへの接続は仮想デスクトップを使用し、端末から外部へデータを書き出せないようにしている。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書に別記特記事項として以下の内容を記載している。 ・秘密の保持 ・収集の制限 ・適正管理 ・目的外利用及び提供の禁止 ・複写又は複製の禁止 ・再委託の禁止(承諾したときを除く) ・資料等の返還 ・従事者への個人情報保護の周知 ・委託先への調査 ・事故報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ○ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり</p> <p>2) 発生なし</p>	
その内容	-		
再発防止策の内容	-		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【特定個人情報が高い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置】  
・納税者情報は随時、必要に応じて本人確認を行う。

【消去されずにいつまでも存在するリスクに対する措置】  
・保管期間の過ぎた特定個人情報をシステムで確認の上消去する。紙媒体は保管期間が過ぎているものについて外部業者による裁断溶解処理を行う。

【機器廃棄時のリスクに対する措置】  
・物理的破壊等、復元不可能な状態にし、廃棄している。

8. 監査

実施の有無 [  ] 自己点検 [  ] 内部監査 [  ] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	新規採用者、所属長など、職責ごとに内容の違う情報セキュリティ関連のEラーニングを義務付けシステムごとの管理者を定め、職員等に対する研修を行なう。 税務初任者研修においても個人情報の取扱いについて研修を実施する。

10. その他のリスク対策

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】  
・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書に別記特記事項として以下の内容を記載している。 ・秘密の保持 ・収集の制限 ・適正管理 ・目的外利用及び提供の禁止 ・複写又は複製の禁止 ・再委託の禁止(承諾したときを除く) ・資料等の返還 ・従事者への個人情報保護の周知 ・委託先への調査 ・事故報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・原則として再委託は禁止しているが、やむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先について実績等精査の上、業務の履行が可能と認められる場合に限り、書面により承認する。 ・再委託先は、委託先が履行すべき義務と同等の義務を負い、機密保持及び個人情報保護に関する守秘義務についても同様とし、その行為の責任の一切を委託先が負う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・LGWAN回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようシステムで制御している。 ・国税連携システムで情報連携を行う場合、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【不適切な提供・移転が行われるリスク】【誤った情報を提供・移転してしまうリスク】【誤った相手に提供・移転してしまうリスク】 国税庁及び他都道府県との連携についてはLGWAN回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供する。 なお、国税連携システムで提供する特定個人情報について、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として内閣総理大臣が定める基準に従って行う。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり</p>	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である



特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【特定個人情報が高い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置】  
・納税者情報は随時、必要に応じて本人確認を行う。

【消去されずにいつまでも存在するリスクに対する措置】  
・保管期間の過ぎた特定個人情報をシステムで確認の上消去する。紙媒体は保管期間が過ぎているものについて外部業者による裁断溶解処理を行う。

【機器廃棄時のリスクに対する措置】  
・物理的破壊等、復元不可能な状態にし、廃棄している。

8. 監査

実施の有無 [  ] 自己点検 [  ] 内部監査 [  ] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	新規採用者、所属長など、職責ごとに内容の違う情報セキュリティ関連のEラーニングを義務付けシステムごとの管理者を定め、職員等に対する研修を行なう。 税務初任者研修においても個人情報の取扱いについて研修を実施する。

10. その他のリスク対策

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】  
・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	高知県総務部法務文書課 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20 電話 088-823-9156
②請求方法	本県ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載。書面又はWEBでの請求が可能。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	高知県総務部税務課 〒780-8570 高知市丸ノ内2丁目4-1 電話 088-823-9347
②対応方法	問い合わせ受付時に、内容や対応について記録を残す。 情報漏えい等の重大な事案に関するものについては、実施機関において迅速かつ適切に対応を行い、法務文書課にも報告する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年8月26日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

